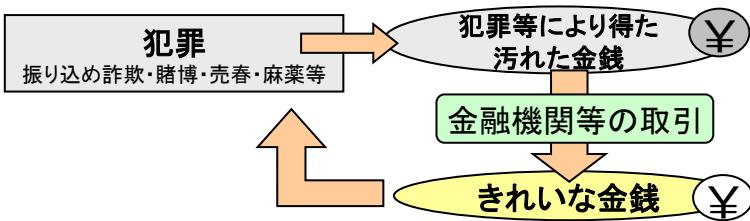


1. マネー・ローンダリング、テロ資金供与とは

- マネー・ローンダリング(マネロン=資金洗浄)とは、犯罪行為等により得た不正な金銭(汚れた金銭)を、通常の金融取引を経由させ、一般的に使える金銭(きれいな金銭)に「洗浄」することをいいます。
- テロ資金供与とは、爆弾テロやハイジャックなどのテロ行為の実行を目的として、そのために必要な資金をテロリストに提供することをいいます。テロ資金供与はお金の流れを隠す点でマネー・ローンダリングと共通しています。



2. マネロン等対策の必要性

- 組織的な犯罪を行うには資金が必要ですが、マネロン等を放置すると犯罪組織が自由に使える資金を手にすることになります。
- 反社会的勢力(暴力団等)は様々な犯罪に関わり、マネロン等を行っている実態があることから、従来から取り組んでいた反社会的勢力の遮断が大切です。
- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」では、金融機関等に対して、マネロン等防止策として、「取引時確認および確認記録の作成・保存」、マネロン等の疑いのある取引の行政への届出(以下、「疑わしい取引」の届出)を義務付けています。
- 2019年4月以降、FATF(ファトフ:マネロン等対策の国際的枠組み)による日本への審査が実施されます。日本の金融庁においても、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表し、金融機関等へのモニタリングを実施する等、マネロン防止態勢の更なる強化が図られています。
- マネロン等は、規制の緩い国・金融機関等で行われる傾向にあることから、官民が一体となり、各国・各金融機関等でのマネロン等防止対応を実施することが不可欠となっています。

マネロン等の対策により、資金面から犯罪組織、犯罪行為の撲滅を目指すことが必要

3. 保険会社におけるマネロン等のリスク

保険会社においては、以下の取引がマネロン等のリスクが高いと言われています。

- 貯蓄性の高い商品(例えば積立保険)について、契約締結、契約者の変更(名義変更)、満期返れい金・解約返れい金等の第三者支払
- 現金・小切手(線引きのないもの)による200万円を超える保険料の領収、返りなど

代理店の皆さまは、お客さまとの契約窓口であるため、マネロン等対策の第一線の役割を担う必要があります。

4. 代理店の皆さんにお願いしたいこと

【社内・代理店限】

マネロン等対策として、以下2点の対応をお願いします。

- ①適切な取引時確認を行うこと ②「疑わしい取引」を発見した際、直ちに保険会社へ報告すること

①取引時確認（お客さまの本人確認）の実施

お客さまとの間で、下表の取引を行う場合は、取引時確認（本人確認）を行い、「取引記録書類※」を作成し、申込書等とともに保険会社へ提出します。

※ 損保社:取引時確認書 HL:本人確認書 DL:取引時確認に関する報告書

対象契約	取引	相手
貯蓄性のある商品 <損保> 積立保険 <生保> 年金保険、 養老保険など	新規契約締結時 など ※<生保>特約の中途付加含む	契約者
	契約者の変更時(含満返・解約同時手続き) ※法人の代表者変更を含む	新契約者
	<損保>第三者支払時(満期返れい金、解約返れい金、契約者貸付等) <生保>契約者貸付、解約返戻金等の支払、満期保険金、年金等の支払時	左記の返戻金等を受取る者
団体新設時	<損保> 財形団体新設時 団体扱新設時(給与控除方式のみ)	団体の取引担当者
全種目	200万円超の現金・小切手(線引きのないもの) 取引時 など	契約者

※上記は抜粋です。詳細は、各社ルールを確認してください。

②「疑わしい取引」の届け出

何かおかしい?と思ったら
営業店へ連絡を!

マネロン等の疑いがありそうな事案（疑わしい取引）を発見した場合は、取引（契約）成立の有無にかかわらず、直ちに営業店へ連絡してください。

取引実行にあたっては、営業店経由で保険会社の承認が必要となります。

【疑わしい取引の事例】

いずれも犯罪で得た資金を洗浄する、資金の流れの追跡を困難にする目的の可能性があります。

◆多額の現金で保険料を支払うケース

高額の保険料であったため、振込を依頼したが、現金での支払を繰り返し要望された。

◆多額の現金で解約返れい金の支払を要求するケース

高額の解約返れい金であるにもかかわらず、銀行振込を拒否され、強く現金での支払を要求された。

◆多額の現金で複数の保険契約に分けて加入するケース

来店されたお客さまから、保険料が200万円超となる現金での契約を希望された。その際に取引時確認が必要な旨をお話したところ、3契約に分割しての契約を強く要望された。

◆早期解約を前提とした契約のケース

高額の保険料となる契約に際し、特段の理由もなく、契約翌月で解約した場合の解約返れい金の試算も求められた など

多額現金での受払は行わない!!
飛び込み客の契約は要注意!!
解約前提の契約は扱わない!!

【取引時確認時の確認事項】

◆個人のお客さまの場合

本人特定事項（「氏名」、「住所」、「生年月日」）に加えて、「取引目的」、「職業」等

◆法人のお客さまの場合

本人特定事項（「名称」、「所在地」）に加えて、「取引目的」、「事業内容」、「法人の実質的支配者の有無」、「実質的支配者の本人特定事項」等